

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県広域水道企業団契約規程（平成 30 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 7 号。以下「規程」という。）第 27 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 21 日

香川県広域水道企業団

高松ブロック統括センター所長 那須 有紀子

1 入札に付する事項

(1) 件名

応急給水栓

(2) 購入物品名及び数量

仕様書のとおり

(3) 購入物品の要求諸元

仕様書のとおり

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 納入期限

仕様書のとおり

(6) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県広域水道企業団電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を、令和 7 年 1 月 21 日（火）午前 8 時 30 分から令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時まで、電子入札システムにおいて閲覧に供する。

4 契約の内容に関する質問の受付

- (1) 契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年1月31日（金）午後5時までに、(2)に示した場所等に対し「入札説明書等に関する質問書」により行うこと。（持参、FAX又は電子メールで行うこと。）

回答は、令和7年2月4日（火）から令和7年2月5日（水）までの間（香川県広域水道企業団の休日を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、(2)に示した場所にて閲覧に供するとともに、令和7年2月4日（火）午後5時までに、質問者及び本入札参加資格者全員にFAX又は電子メールで送付する。

- (2) 連絡先、提出先及び閲覧場所

郵便番号 760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号
香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター 総務課 財務管理係
電話番号 087-839-2722 FAX番号 087-839-2710
電子メール takamatsu_somu@union.suido-kagawa.lg.jp

5 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札期間

入札開始日時 令和7年2月7日（金）午前9時

入札締切日時 令和7年2月7日（金）午後5時

- (2) 開札の日時

令和7年2月10日（月）午前9時30分

- (3) 開札の場所

香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター 総務課

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規程第12条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は令和7年1月31日（金）午後5時までに、入札保証金・契約保証金減免申請書を4の(2)に示した場所に持参又は郵送（令和7年1月31日（金）午後5時必着）で提出すること。なお、9に示す提出書類と別途に提出する場合は、封筒に「入札保証金・契約保証金減免申請書在中（件名：応急給水栓）」と記載すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有する者（当該営業所等が(2)の名簿に登載されている者に限る。）であること。
- (4) 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を、現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、次に掲げる者はこの要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 本入札公告に示した調達物品（同等品で入札する場合は、下記 10 により同等品である旨の確認を得た物品に限る。）及び数量を、当該物品の製造者又は販売代理店の納品証明又は出荷証明により、仕様書で指定する日時及び場所に、確実に納入できることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ったうえで、前記 8 の要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時までに、4 の（2）に示した場所に持参又は郵送（令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時必着）で提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、郵送の場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中（件名：応急給水栓）」と記載すること。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより令和 7 年 2 月 4 日（火）までに通知する。

10 同等品確認

同等品での入札参加を希望する場合は、同等品確認書（様式－2）を令和 7 年 1 月 28 日（火）正午までに、4 の（2）に示した場所に持参、郵送、F A X 又は電子メールで提出し、あらかじめ同等品である旨の確認を得なければならない。

なお、郵送の場合は、封筒に「同等品確認依頼書等在中（件名：応急給水栓）」と記載すること。

同等品であるか否かの審査の結果は、F A X により令和 7 年 1 月 29 日（水）までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規程第 34 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し若しくは延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し若しくは延期による損害は入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規程第7条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱並びに電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後から契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は入札説明書等による。また、入札説明書等は電子入札システムから閲覧及びダウンロードし、内容を確認すること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく措置を講じる場合がある。